

公共施設利用予約システム導入に伴う 手続き変更の概要

上満寺多目的スポーツ広場版

令和3年3月

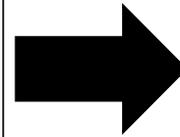


団体登録

これまでの手続き

- ① 団体登録申請書
- ② 団体加入者名簿

をスポーツ課に提出
(1年ごとに更新)



新しい手続き

- ① 公共施設利用予約システム
利用者登録申請書
- ② 上満寺多目的スポーツ広場
使用団体の活動状況調
(団体加入者名簿含む)

をスポーツ課に提出
(1年ごとに更新)



使用申請

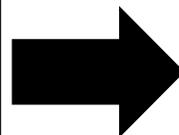
これまでの手続き

【土日祝】

- ・使用調整会議後(子ども団体のみ)使用月2か月前の1日から10日までに使用申請書をスポーツ課に提出

【平日】

- ・使用月1か月前の1日から10日までに使用申請書をスポーツ課に提出



新しい手続き

【土日祝】

- ・使用調整会議後(子ども団体のみ)調整分は公共施設利用予約システムによりスポーツ課が予約入力

【平日】

- ・使用月1か月前の1日から10日までに公共施設利用予約システムにより団体が抽選申込(一般団体のみ)

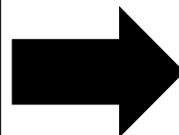
【曜日共通】

- ・随時予約は、使用月1か月前の20日から使用日前日までに公共施設利用予約システムにより団体が予約申込(団体制限無し)

減免団体登録

これまでの手続き

- ・ 規定無し



新しい手続き

- ・ 「主たる構成員が市内に在住する中学生以下の者で構成された団体」が対象

- ① 上満寺多目的スポーツ広場
減免団体登録申請書
- ② 会員名簿（任意様式）

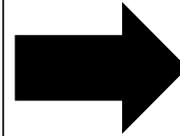
を公共施設利用予約システム
利用者登録申請書と一緒に
スポーツ課に提出（1年ごとに更新）



使用取消

これまでの手続き

- ・ 使用日7日前までに使用承認変更申請書をスポーツ課に提出



新しい手続き

- ・ 使用日7日前までに公共施設利用予約システムにより団体が取消可能

※変更期限を過ぎた取消しの場合は、これまで同様に使用承認変更申請書をスポーツ課に提出

※雨等で使用できなかった場合は、これまで同様に使用料変更申請書をスポーツ課に提出

※土日祝日の取消しは、これまで同様に団体からスポーツ課に連絡し、スポーツ課が各子ども団体に対して取消しとなった日程を連絡後、新たな使用団体を決定

